

【区分B 2の場合／扶養に入れたい方：子（養子縁組含む）、配偶者：なし、扶養に入れたい方の収入状況：収入あり】

扶養に入れたい方の収入状況		添付書類（※扶養に入れたい方の収入状況の行において「○」のある添付書類が、すべて必要です。）																	
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱
無職	雇用保険（失業等給付）を 基準額（※1）内で受給中	○	○				○		○		○		○			○			○
	給与以外の収入あり （不動産、利子・配当等）	○	○								○		○	○		○			○
	年金収入あり	○	○			○						○	○	○				○	○
	保険給付あり （傷病手当金、出産手当金）	○	○									○		○		○	○		○
有職	給与収入あり	○	○		○							○						○	○
	給与以外の収入あり （自営業等）	○	○									○			○			○	○
	年金収入あり	○	○			○						○	○					○	○
	保険給付あり （傷病手当金、出産手当金）	○	○									○				○	○		○

（※1）雇用保険（失業等給付）受給中は、以下の基準額内の場合に限り、扶養認定対象

60歳未満の方（障害者除く） → 日額3,612円未満
60歳以上または障害者の方 → 日額5,000円未満

被保険者と扶養に入れたい方が別居中(単身赴任(注)または子の就学除く)の場合は、次の書類も提出してください。

1. 被保険者、扶養に入れたい方、それぞれの世帯全員の住民票（この場合、⑩の提出は不要）
2. 直近3ヶ月分の送金明細
3. 扶養に入れたい方に同居者がいる場合、その方の所得証明書(非課税証明書)

(注)単身赴任とは、被保険者が既婚者で、会社都合の転勤による子・配偶者との別居を指します。
離婚により子と別居している、会社都合の転勤により親と別居している等の場合は、単身赴任とはなりません。

扶養に入れたい方の住民票が日本国内にない場合は、「海外特例要件 該当・非該当 届」と国内居住要件の例外(海外特例要件)に該当する場合は添付書類も提出してください。(国内居住要件の例外(海外特例要件)に該当する場合は添付書類については、ホームページ内「日本国内に住民票がなく、国内居住要件の例外(海外特例要件)に該当する場合は添付書類について」をご参照ください。)